

佐那河内村自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（平成14年村規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対する佐那河内村自転車ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ヘルメットの購入に要した経費の一部を補助することにより、自転車を利用する全村民のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が、安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が、安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が、安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める、安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が、安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、村長が認めるもの

(2) 使用者 村内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(3) 保護者等 未成年の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に監護する者又は未成年の親族で、社会通念上、未成年を保護する責任がある者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する全村民とする。

(1) ヘルメット使用者が、他の自治体での同内容の補助金の適用を受けていないこと。

(2) 佐那河内村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

(3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(4) ヘルメット購入後に発生した交通事故について、徳島県及び村が一切の責任を負わないことについて了承する者であること。

(5) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、村に対して補助金

を返還することについて了承する者であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、自転車を利用する全村民が着用する新品のヘルメットの購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、佐那河内村自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の領収書（申請者氏名・購入日・購入店名・メーカー・品名・購入金額の記載があるもの）の写し。なお、領収書を添付できない場合は、村長が必要と認める領収書に代わる書類を添付するものとする。

(2) 安全基準の認証の確認ができる書類（保証書・取扱説明書・安全基準マークが確認できるヘルメットの写真等のいずれか）の写し又は提示

(3) 申請者本人の振込先口座が確認できる通帳（見開き1ページ全面）の写し又は提示

(4) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 ヘルメット使用者が未成年者であるときは、前項の規定による申請をするに当たって、保護者等を申請者とすることができる。また、未成年者を申請者とする場合は保護者の同意を得なければならない。

3 前項の規定による申請の受付は、先着順とし、村長は、申請された補助金の額が予算額を超えることとなった場合は、年度内であっても申請の受付を停止することができるものとする。

(交付決定等)

第7条 村長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、佐那河内村自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 村長は、補助金を交付しない決定をしたときは、申請者に対し、佐那河内村自転車ヘルメット着用促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(検査等)

第8条 村長は、申請者に対して、補助金に関する必要な指示を行い、報告を求め、又は検査等を行うことができる。

(交付決定の取消)

第9条 村長は、助成を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。

(3) その他村長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年8月4日以降に購入したヘルメットについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に購入したヘルメットについて適用する。